＜　消費税法　第73回（令和５年度）理論　解　答　＞

〔第一問〕

問１　計30点

(1)

１　課税仕入れの意義

事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（所得税法に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。）を受けること（その他の者が事業としてその資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、輸出免税等により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいう。

２　居住用家屋の売買がＡ社において課税仕入れとなるかどうか

上記１の「他の者」には、消費者も含まれるため、個人Ｂからの購入であっても、課税仕入れに該当する。

(2)

１　居住用賃貸建物の意義

非課税とされる住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物（その附属設備を含む。）以外の建物で、高額特定資産又は調整対象自己建設高額資産に該当するものをいう。

２　居住用家屋の仕入れに係る消費税額が仕入税額控除の対象となるかどうか

Ａ社は、非課税とされる住宅の貸付けの用に供するために個人Ｂから居住用家屋を購入しており、かつ、その居住用家屋の課税仕入れに係る支払対価の額の110分の100に相当する金額が1,000万円以上（24,200,000円≧10,000,000円）であることから、当該居住用家屋は、高額特定資産に該当する。

したがって、居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限を受けるため、Ａ社の居住用家屋の仕入れに係る消費税額は仕入税額控除の対象とならない。

(3)

１　住宅の貸付けの範囲

貸付けに係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされているものに限るものとし、貸付期間が１月未満の場合及び旅館業に係る施設の貸付けの場合を除く。

なお、契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合に、その貸付けの状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかな場合を含む。

２　居住用家屋の貸付けについて、消費税が課されるかどうか

①　Ａ社が行う居住用家屋の貸付けが国内で行われたかどうかの判定は、その貸付けが行われる時にその資産が所在していた場所により行うため、国内で行われた資産の譲渡等に該当し、課税の対象となる。

②　Ａ社は、個人Ｃに対し、居住用家屋を令和５年６月１日から１年間、居住用として貸し付けることから、非課税とされる住宅の貸付けに該当し、消費税は課されない。

資格★合格クレアール

無断転載を禁ず

問2　計20点

(1)について

①　D社は、課税期間を３月に短縮するための届出書を、事業を開始した日（令和４年11月１日）から３月以内である令和５年１月16日に提出していることから、事業を開始した日の属する３月の期間から届出書の効力が生じる。

②　事業年度が３月を超える法人が、課税期間を３月ごとの期間に短縮するときは、その事業年度をその開始の日以後３月ごとに区分した各期間（最後に３月未満の期間を生じたときは、その３月未満の期間）となるため、D社の設立第１事業年度の課税期間は、令和４年11月１日～令和５年１月31日、令和５年２月１日～令和５年３月31日となる。

(2)について

①　食事の提供とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいう。なお、飲食料品を持帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は含まないものとする。

②　E社がF社に対して行う食材（肉類）の譲渡は、飲食料品の譲渡であり、食事の提供には該当しないため、軽減対象資産の譲渡等として税率は6.24%となる。

(3)について

①　G社が行う売掛金債権及び貸付金債権の譲渡が国内で行われたかどうかの判定は、債権者の譲渡に係る事務所等の所在地が国内にあるかどうかにより行うため、国内で行われた資産の譲渡等に該当し、課税の対象となる。

②　有価証券等の譲渡として、消費税は課されない。

③　商品販売に係る売掛金債権の譲渡は、資産の譲渡等の対価として取得したものの譲渡に該当することから、課税売上割合の計算上、資産の譲渡等の対価の額の合計額に含めない。

④　貸付金債権の譲渡は、金銭債権の譲渡に該当することから、課税売上割合の計算上、資産の譲渡等の対価の額の合計額には、貸付金債権の譲渡対価の額の5%に相当する金額を計上する。

資格★合格クレアール

無断転載を禁ず

＜　消費税法　第73回（令和５年度）計算　解　答　＞

〔第二問〕

問１　計25点

Ⅰ　課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計　算　過　程		（単位：円）
(1)　7.8％ 2,457,380＋1,274,650＋613,510＋643,220＋(26,077,950－3,375,950)＋2,120,000＋318,250＝30,129,010 $30,129,010 \times \frac{100}{110}$ ＝27,390,009 → 27,390,000 (2)　6.24％ 851,970＋2,957,180＝3,809,150 $3,809,150 \times \frac{100}{108}$ ＝3,526,990 → 3,526,000（千円未満切捨）		
(3)　(1)＋(2)＝30,916,000	金額	30,916,000円

【課税標準額に対する消費税額】

計　算　過　程		（単位：円）
(1)　7.8％ 27,390,000×7.8％＝2,136,420 (2)　6.24％ 3,526,000×6.24％＝220,022		
(3)　(1)＋(2)＝2,356,442	金額	2,356,442円

資格★合格クレアール

無断転載を禁ず

Ⅱ　仕入れに係る消費税額の計算等

【課税売上割合】

計　算　過　程	(単位：円)
(1)　課税売上高 ①　27,390,009＋3,526,990＝30,916,999 ②(ｲ)　(102,460＋1,391,740)×$\frac{100}{110}$＝1,358,363 (ﾛ)　67,080×$\frac{100}{108}$＝62,111 (ﾊ)　(ｲ)＋(ﾛ)＝1,420,474 ③　①－②＝29,496,525 (2)　輸出免税売上高 3,375,950 (3)　非課税売上高 312,170,820＋277,144,500＋14,822,700＋1,132,500＋839＋14,330×5%＋4,764,800×5%＝605,510,315 (4)　$\frac{(1)+(2)}{(1)+(2)+(3)}=\frac{32,872,475}{638,382,790}$	
課税売上割合	$\frac{32,872,475\text{円}}{638,382,790\text{円}}$

【仕入れに係る消費税額の計算方法の判定】

計　算　過　程	(単位：円)
$\frac{32,872,475}{638,382,790}$ ≒5.1%＜95%	
判定結果	□　全額控除　☑　個別対応方式又は一括比例配分方式 いずれかに✓を付すこと

資格★合格クレアール

無断転載を禁ず

【仕入れに係る消費税額】

計　算　過　程	(単位：円)

(1)　7.8%

①　区分経理及び税額

(ｲ)　課税資産の譲渡等にのみ要するもの

イ　課税仕入れに係る消費税額

2,035,000＋902,465＋21,103,140＋1,092,836＋1,712,800＋396,517＋9,792,000＝37,034,758

$37,034,758 \times \frac{7.8}{110} = 2,626,101$

ロ　棚卸資産に係る消費税額の調整

120,487＋1,835,625＝1,956,112

$1,956,112 \times \frac{7.8}{110} = 138,706$

ハ　仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額

$731,490 \times \frac{7.8}{110} = 51,869$

ニ　イ＋ロ－ハ＝2,712,938

(ﾛ)　その他の資産の譲渡等にのみ要するもの

247,300＋687,170＋1,422,400＋4,757,200＋2,416,843＝9,530,913

$9,530,913 \times \frac{7.8}{110} = 675,828$

(ﾊ)　共通して要するもの

イ　課税仕入れに係る消費税額

241,742,224＋150,000＋376,200＋(3,749,103－160,000－370,000)＋2,135,200＋2,663,200＋318,461

2,401,300＋7,266,700＋(34,780,767－3,500,000－83,100－128,034)＋7,628,500＝298,970,521

$298,970,521 \times \frac{7.8}{110} = 21,199,727$

ロ　棚卸資産に係る消費税額の調整

$14,052,951 \times \frac{7.8}{110} = 996,481$

ハ　仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額

$1,267,085 \times \frac{7.8}{110} = 89,847$

ニ　イ＋ロ－ハ＝22,106,361

(ﾆ)　合計

イ　課税仕入れに係る消費税額

37,034,758＋9,530,913＋298,970,521＝345,536,192

$345,536,192 \times \frac{7.8}{110} = 24,501,657$

ロ　棚卸資産に係る消費税額の調整

1,956,112＋14,052,951＝16,009,063

$16,009,063 \times \frac{7.8}{110} = 1,135,188$

資格★合格クレアール

無断転載を禁ず

計　算　過　程	(単位：円)

ハ　仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額

731,490＋1,267,085＝1,998,575

$1,998,575 \times \frac{7.8}{110} = 141,717$

ニ　イ＋ロ－ハ＝25,495,128

②　個別対応方式

$①(イ) + ①(ハ) \times \frac{32,872,475}{638,382,790} = 3,851,268$

③　一括比例配分方式

$①(ニ) \times \frac{32,872,475}{638,382,790} = 1,312,829$

(2)　6.24%

①　区分経理及び税額

(イ)　課税資産の譲渡等にのみ要するもの

イ　課税仕入れに係る消費税額

614,373＋3,244,824＋385,765＝4,244,962

$4,244,962 \times \frac{6.24}{108} = 245,264$

ロ　棚卸資産に係る消費税額の調整

$88,387 \times \frac{6.24}{108} = 5,106$

ハ　イ＋ロ＝250,370

(ロ)　その他の資産の譲渡等にのみ要するもの

$20,515,634 \times \frac{6.24}{108} = 1,185,347$

(ハ)　共通して要するもの

$128,034 \times \frac{6.24}{108} = 7,397$

(ニ)　合計

イ　課税仕入れに係る消費税額

4,244,962＋20,515,634＋128,034＝24,888,630

$24,888,630 \times \frac{6.24}{108} = 1,438,009$

ロ　棚卸資産に係る消費税額の調整

5,106

ハ　イ＋ロ＝1,443,115

②　個別対応方式

$①(イ) + ①(ハ) \times \frac{32,872,475}{638,382,790} = 250,750$

③　一括比例配分方式

$①(ニ) \times \frac{32,872,475}{638,382,790} = 74,310$

資格★合格クレアール

無断転載を禁ず

計　算　過　程		(単位：円)
(3)　選択 ①　個別対応方式 (1)②＋(2)②＝4,102,018 ②　一括比例配分方式 (1)③＋(2)③＝1,387,139 ③　①＞②　　∴4,102,018	金額	4,102,018 円

【売上げに係る対価の返還等に係る消費税額】

計　算　過　程		(単位：円)
(1)　7.8% $(102,460+1,391,740)\times\frac{7.8}{110}=105,952$ (2)　6.24% $67,080\times\frac{6.24}{108}=3,875$ (3)　(1)＋(2)＝109,827	金額	109,827 円

【貸倒れに係る消費税額】

計　算　過　程		(単位：円)
$(18,370+32,570)\times\frac{7.8}{110}=3,612$	金額	3,612 円

【控除税額小計】

計　算　過　程		(単位：円)
(1)　7.8% 3,851,268＋105,952＋3,612＝3,960,832 (2)　6.24% 250,750＋3,875＝254,625 (3)　(1)＋(2)＝4,215,457	金額	4,215,457 円

資格★合格クレアール

無断転載を禁ず

Ⅲ　差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額】

計　算　過　程		(単位：円)
(1)　7.8% 3,960,832－2,136,420＝1,824,412（還付） (2)　6.24% 254,625－220,022＝34,603（還付）		
(3)　(1)＋(2)＝1,859,015（控除不足還付税額）	金額	1,859,015 円

Ⅳ　納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額】

計　算　過　程		(単位：円)
	金額	0 円

資格★合格クレアール

無断転載を禁ず

問2　計25点

Ⅰ　課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計　算　過　程	(単位：円)
4,316,400＋6,493,519＋323,400＋485,100＋86,800＋(362,603,000－142,879,000)＋(246,991,000－108,695,900) ＋18,542,870＋8,055,930＝396,323,119 $396,323,119 \times \frac{100}{110}$ ＝360,293,744 → 360,293,000(千円未満切捨)	
金額	360,293,000円

【課税標準額に対する消費税額】

計　算　過　程	(単位：円)
360,293,000×7.8%＝28,102,854	
金額	28,102,854円

Ⅱ　仕入れに係る消費税額の計算等

【課税売上割合】

計　算　過　程	(単位：円)
(1)　課税売上高 360,293,744 (2)　非課税資産の輸出等の金額 186,500＋219,147＋129,740＋97,820＝633,207 (3)　非課税売上高 5,078,000＋7,479,000＋6,455,000＋1,440,000×50%＋142,879,000＋108,695,900＋401,629,000＋87,961 ＝673,023,861 (4)　$\frac{(1)+(2)}{(1)+(2)+(3)} = \frac{360,926,951}{1,033,950,812}$	
課税売上割合	$\frac{360,926,951円}{1,033,950,812円}$

資格★合格クレアール

無断転載を禁ず

【仕入れに係る消費税額の計算方法の判定】

計　算　過　程		(単位：円)
$\frac{360,926,951}{1,033,950,812}$ ≒34.9%＜95%		
	判定結果	□ 全額控除　☑ 個別対応方式又は一括比例配分方式 いずれかに✓を付すこと

【仕入れに係る消費税額】

計　算　過　程	(単位：円)
(1)　区分経理及び税額	
①　課税資産の譲渡等にのみ要するもの	
1,826,310＋3,268,900＋96,470＋37,950,500＋50,000,000＋9,022,680＋2,163,480＋2,367,770＝106,696,110	
$106,696,110\times\frac{7.8}{110}=7,565,724$	
②　その他の資産の譲渡等にのみ要するもの	
3,491,160＋1,860,714＋94,820＋249,820＝5,696,514	
$5,696,514\times\frac{7.8}{110}=403,934$	
(注)　マンションB　$136,783,460\times\frac{100}{110}=124,348,600\geqq10,000,000$	
∴居住用賃貸建物に該当するため仕入税額控除の適用なし	
③　共通して要するもの	
2,420,519＋6,759,680＋1,339,110＝10,519,309	
$10,519,309\times\frac{7.8}{110}=745,914$	
④　合計	
106,696,110＋5,696,514＋10,519,309＝122,911,933	
$122,911,933\times\frac{7.8}{110}=8,715,573$	
(2)　個別対応方式	
(1)①＋(1)③$\times\frac{360,926,951}{1,033,950,812}=7,826,104$	
(3)　一括比例配分方式	
(1)④$\times\frac{360,926,951}{1,033,950,812}=3,042,393$	
金額	7,826,104円

資格★合格クレアール

無断転載を禁ず

【仕入れに係る消費税額の調整】

計　　算　　過　　程　　（単位：円）

(1)　調整対象固定資産の判定

①　ビルA

$205,633,120 \times \frac{100}{110} = 186,939,200 \geqq 1,000,000$　　∴該当する

②　資本的支出G

$1,339,110 \times \frac{100}{110} = 1,217,372 \geqq 1,000,000$　　∴該当する

（注）　資本的支出Gは、当課税期間が第３年度の課税期間に該当しないため、調整不要。

(2)　著しい変動

①　著しい変動の判定

(イ)　第５期（仕入れ時の課税売上割合）

$\frac{396,325,963}{416,922,055} \fallingdotseq 95.0\%$（全額控除）

(ロ)　通算課税売上割合

$\frac{396,325,963+168,162,961+319,652,693+360,926,951}{416,922,055+228,339,671+951,304,688+1,033,950,812} = \frac{1,245,068,568}{2,630,517,226} \fallingdotseq 47.3\%$

(ハ)　判定

イ　変動差　$95.0\% - 47.3\% = 47.7\% \geqq 5\%$

ロ　変動率　$\frac{47.7\%}{95.0\%} \fallingdotseq 50.2\% \geqq 50\%$　　∴著しい変動に該当する

②　調整税額

(イ)　調整対象基準税額（ビルA）

$205,633,120 \times \frac{7.8}{110} = 14,581,257$

(ロ)　通算課税売上割合による控除税額

$14,581,257 \times \frac{1,245,068,568}{2,630,517,226} = 6,901,557$

(ハ)　(イ)－(ロ)＝7,679,700（控除）

(3)　調整後の仕入れに係る消費税額

7,826,104－7,679,700＝146,404

調整税額	7,679,700 円
調整後の 仕入れに係る消費税額	146,404 円

資格★合格クレアール

無断転載を禁ず

Ⅲ　差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額】

計　算　過　程		(単位：円)
28,102,854－146,404＝27,956,450 → 27,956,400（百円未満切捨）		
	金額	27,956,400 円

Ⅳ　中間納付税額の計算

計　算　過　程	(単位：円)
【一月中間申告の要否の判定】 (1)　1 月～4 月 $\frac{5,133,600}{12}$ ＝427,800≦4,000,000　　∴適用なし (2)　5 月～8 月 $\frac{4,863,200}{12}$ ＝405,266≦4,000,000　　∴適用なし	
【三月中間申告の要否の判定】 (1)　1 月～3 月 $\frac{5,133,600}{12}$ ×3＝1,283,400＞1,000,000　　∴適用あり (2)　4 月～6 月 $\frac{4,863,200}{12}$ ×3＝1,215,799＞1,000,000　　∴適用あり	
【六月中間申告の要否の判定】 適用なし	
【中間納付税額】 1,283,400（百円未満切捨）＋1,215,700（百円未満切捨）＝2,499,100	
金額	2,499,100 円

Ⅴ　納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額】

計　算　過　程		(単位：円)
27,956,400－2,499,100＝25,457,300		
	金額	25,457,300 円

資格★合格クレアール

無断転載を禁ず